

千葉県官公需問題研究会提言に基づく主な官公需施策の進め方(工程表)

施策提言の項目	提言を踏まえた取組内容	実施工程(スケジュール)				担当部局 担当課等
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	長期(平成21年度以降)	
1 新しい官公需の理念の確立	□ 中小企業振興に関する条例における中小企業の位置付けをも踏まえて、「中小企業者に対する県等の官公需契約の方針」に可能なものから盛り込む。	ワーキンググループにおいて、3月末までに内容を検討し、考え方をまとめる。	・県としての意思決定を行い、官公需方針の改訂を行う。	・施策等の動向を踏まえ、随時見直しを行う。	施策等の動向を踏まえ、随時見直しを行う。	商工労働部 経済政策課
2 技術力のある中小企業の参入拡大 (1) 独自の基準の設定 ～研究開発型企业・創業期の企業の参加資格等の特例	□ 実績等を中心とした格付けを緩和するために、県内中小企業の新技術・新製品の導入を推進する旨の方針を検討し、可能であれば、「中小企業者に対する県等の官公需契約の方針」に盛り込むこととする。	ワーキンググループにおいて、3月末までに内容を検討し、考え方をまとめる。	・県としての意思決定を行い、官公需方針の改訂を行う。 ・担当部局で具体的な方針について検討する。	・左の検討を踏まえ、具体的な方針を策定公表する。	・方針について、随時見直しを行う。	商工労働部 経済政策課 (産業振興課)
	□ 研究開発費の勘案等の新しい評価基準については、長期的に検討する。 □ 国の制度を参考に、技術力のある中小企業の参入拡大のために、格付けとは別途の技術力の客観的評価基準(特許保有件数、技術士等の数による加算等)などにより上位等級への入札参加を可能とするような制度の導入について中期的に検討する。	・新しい評価基準については、企業側のニーズの把握に努める。	・新しい評価基準については、企業側のニーズの把握に努める。 ・客観的な評価基準などについては、国の制度を参考に創設に向けて検討する。	・これまでの検討を踏まえ、新しい評価基準について具体的な方向を出すとともに、客観的な評価基準等については実現に向けた結論を取りまとめる。	・左の結論を踏まえ、入札契約システムの見直しと併せて制度創設を目指していく。	商工労働部 経済政策課 産業振興課 (総務部管財課)
(2) 技術評価制度の創設	□ 庁内組織として、各部に技術評価委員会(仮称)を設置し、各部の公設試験研究機関の連携や外部の専門家の依頼などにより、各部の特色に応じた技術評価を行う仕組みを長期的に検討する。	・ワーキンググループにおいて、内容を検討し、基本的な考え方をまとめる。	・技術評価の仕組みに係る課題を抽出する。	・技術評価に係る企業ニーズや課題を調査・整理し、実施に向けた取組方向を取りまとめる。	・これまでの検討を踏まえ、トライアル発注の見直しと併せて検討する。	商工労働部 経済政策課 産業振興課
(3) 実績拡大策～トライアル発注など ア 県内中小・ベンチャー企業に対する 販路開拓支援(製品)	□ 地域ブランド認定事業、随意契約の拡大及びトライアル購入を検討する。	・地域ブランド認定事業として、県内中小企業が開発した優れた工業製品を「千葉ものづくり認定製品」として認定した。(21製品) ・トライアル発注制度及び予算化を検討する。 ・千葉県財務規則等の改正を検討する。	・県内中小企業が開発した優れた工業製品を「千葉ものづくり認定製品」として認定する。 ・千葉ものづくり認定製品のトライアル発注を実施する。 ・改正した千葉県財務規則の施行	 ・これまでの実績を踏まえ、ものづくり認定の範囲の拡大に向けて検討を行う。	・これまでの実績・検討を踏まえ、千葉ものづくり認定制度及びそれに基づくトライアル発注事業の拡充を目指す。	商工労働部 経済政策課 産業振興課
イ 技術のトライアル発注の検討	□ 当面は製品のトライアル発注の実施をしつつ、その運用状況を踏まえて、技術評価制度の創設の検討に合わせて、新技術のトライアル発注制度の導入を長期的に検討する。		・ワーキンググループにおいて、内容を検討し、基本的な考え方をまとめる。	・技術評価に関する課題の整理を行うとともに、企業ニーズを調査・把握する。	・製品のトライアル発注の運用実績、企業ニーズや課題を踏まえた上で、新技術のトライアル発注制度の導入に向けて検討する。	商工労働部 経済政策課 産業振興課
	□ 行政課題の解決に資する技術・製品の研究開発を広く募集し、採択された案件を支援するとともに、その成果について十分な評価を行い、有用なものについて課題解決に向けて官公需として活用する制度について検討する。		関係課協働の下、行政課題の分析を行うとともに、企業の技術開発力・研究開発の動向等を勘案し、制度創設に向けた検討を行う。	関係課協働の下、行政課題の分析を行うとともに、企業の技術開発力・研究開発の動向等を勘案し、制度創設に取り組む。	これまでの検討結果を踏まえ、実効ある制度の創設を目指す。	商工労働部 経済政策課 産業振興課

千葉県官公需問題研究会提言に基づく主な官公需施策の進め方(工程表)

施策提言の項目	提言を踏まえた取組内容	実施工程(スケジュール)				担当部局 担当課等
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	長期(平成21年度以降)	
3 入札参加資格のあり方の見直し (1)県内市町村を含めた統一制度の 創設検討【物品・役務・工事】	☐ 県内市町村を含めた統一的な入札参加資格制度について検討する。 ☐ 電子調達システムの共同利用は、県内市町村の入札制度の統一化に向け有効な手段の一つであると考えられる。そのため、電子調達システムの共同利用を運営している「千葉県電子自治体共同運営協議会」への加入促進と、同システムの導入を、市町村に対し働きかけていく。	協議会への加入促進と電子調達システムの導入を市町村に対して働きかける。(7市町村が参加予定)	協議会への加入促進と電子調達システムの導入を市町村に対して働きかける。(新たに8自治体が参加し、15市町村になる予定)	協議会への加入促進と電子調達システムの導入を市町村に対して働きかける。(新たに5自治体が参加し、20市町村になる予定)	引き続き、状況に応じ、協議会への加入促進と電子調達システムの導入を市町村に対して働きかけていく。	総務部管財課 県土整備部建設・不動産業課 総務部情報政策課
(2)格付け評価における基準の 透明性の確保【物品・役務】	☐ 物品等(役務を含む。)について格付け基準を公表する。	格付け基準の公表に向けて検討する。	格付け基準の公表を目指す。			総務部管財課
	☐ 格付け基準の見直しを検討する。		格付け基準の見直しを検討する。			総務部管財課
4 発注基準の見直し (1)総合評価制度の早期導入 【役務・工事】	☐ 工事について、総合評価方式の導入を図る。	規程等を整備し試行を実施する。	引き続き総合評価方式を実施する。		必要な見直しを行いながら実施する。	県土整備部建設・不動産業課
	☐ 物品等(役務を含む)についても、総合評価方式の導入を検討する。		物品等(役務を含む)についても、総合評価方式の導入に向けて検討する。	物品等の総合評価方式について導入を目指す。		総務部管財課
(2)地域貢献の評価 【物品・役務・工事】	☐ 工事について、地域貢献活動を評価する仕組みを導入する。	指名業者選定基準で地域貢献(災害活動等)について評価する仕組みを導入し実施する。	引き続き地域貢献の評価を実施する。		必要な見直しを行いながら実施する。	県土整備部建設・不動産業課
	☐ 物品等についても地域貢献活動を評価する仕組みの導入について検討する。(指名基準)		他団体における事例を調査の上、検討する。			総務部管財課
	☐ 対象となる地域貢献活動の拡大やその評価手法について検討する。	対象となる地域貢献活動の拡大やその評価手法についての情報を収集する。			対象となる地域貢献活動の拡大やその評価手法について検討する。	総務部管財課 県土整備部建設・不動産業課
(3)低入札価格調査制度の創設 【役務】	☐ 低入札価格調査制度(役務)の導入を検討する。	制度の実施要領等について検討中	制度の導入に取り組む。	制度の導入を目指す。		総務部管財課
5 官公需における「千産千消」促進 のための一方策 (1)少額随意契約の活用	☐ 少額随意契約については、従来のように、適正に活用する旨本県の官公需方針に盛り込む。	ワーキンググループにおいて、3月末までに内容を検討し、考え方をまとめる。	県としての意思決定を行い、官公需方針の改訂を行う。	必要に応じて随時見直す	必要に応じて随時見直す	商工労働部経済政策課

千葉県官公需問題研究会提言に基づく主な官公需施策の進め方(工程表)

施策提言の項目	提言を踏まえた取組内容	実施工程(スケジュール)				担当部局 担当課等
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	長期(平成21年度以降)	
(2)分離・分割発注に係る適切な事例の研究	□ 分離・分割発注について、これが直ちにコスト増につながらないよう、適切な事例を収集し、これをもとに適切な発注方法を研究していく。	毎年の発注について、国からの情報を収集するとともに、優良事例の収集のための調査を行う。		毎年の発注について、国からの情報を収集するとともに、優良事例の収集のための調査を行い、具体化できる方策について検討する。	これまでの調査の内容を踏まえ、具体化に向けて検討する。可能なものがあれば、実施を検討する。	商工労働部経済政策課 総務部管財課 県土整備部建設・不動産業課
(3)国関係の事業に対する県内中小企業への発注の要請	□ 国等の発注は透明性・競争性の確保から、なるべく参入制限を加えない方向にあるため、積極的な働きかけは困難な状況である。 □ 千葉県中小企業の振興に関する条例においては、国を含めた産学官民の連携・協力の促進にも努めることとしていることから、県の中小企業の振興に資する各種施策の実施について国との連携・協力が必要な場合は、県としても国との意見交換を行う場など機会を捉えて、要望していく。	国との意見交換の中で、随時要望していく。				商工労働部経済政策課 県土整備部建設・不動産業課
6 前金払い等の特例の検討	□ 物品等の分野においても、中小企業に対する前金払いの適用拡大について検討する。		建設工事における制度の運用状況、他県の状況等を参考に、適用拡大について検討する。			出納局 管財課
	□ 売掛債権担保融資保証制度は、つなぎ融資として活用できる制度であるため、今後官公需の視点から制度の周知に努めることとする。なお、この制度については、制度の拡充に向けた動きもあるため、その動向を注視していく。	制度の運用実態を確認する。	左の確認結果や制度変更の動向を踏まえ、必要に応じ県庁内、県内市町村に周知を図る。	制度変更の動向等を踏まえ、必要に応じ、県庁内、県内市町村に周知を図る。	制度の運用実態等を随時確認し、必要に応じ、県庁内、県内市町村に周知に努めていく。	商工労働部経済政策課・ 経営支援課
7「官から民へ」への対応 (1)指定管理者制度への対応	□ 組合等の自主的な努力に期待する。	組合等の自主的な努力に期待する。				商工労働部経済政策課
	□ 県・市町村の発注担当者の集まる会議等(例えば、公共工事契約事務担当者連絡協議会など)において官公需適格組合の利活用について周知活動を行う。	県・市町村の発注担当者の集まる会議等において官公需適格組合の利活用について周知活動を行う。	県・市町村の発注担当者の集まる会議等において官公需適格組合の利活用について周知活動を行う。		担当者は数年で代わり得るので、県・市町村の発注担当者に対し官公需適格組合の利活用について不断に周知活動を行う。	商工労働部経済政策課
	□ 総合経済対策本部名で、官公需施策の趣旨にのっとり、指定担当部局に対し、施設運営の実態に則して可能なものは県内企業を活用するよう依頼する。		他の自治体の事例を調査するとともに、庁内の対象施設について調査し実態を把握し、活用のあり方を検討する。	左の検討を踏まえ、実際に指定担当部局に対して、県中小企業の活用について要請(依頼・お願い)する。	引き続き、指定担当部局に対して、県中小企業の活用について要請(依頼・お願い)する。	商工労働部経済政策課
	□ 総合経済対策本部から、指定管理担当部局を通じて、指定管理者に対し官公需施策の趣旨を説明し、県内中小企業への発注機会の確保について要請するなど、官公需施策の趣旨を踏まえた取組を促進する。		総合経済対策本部名で、各部局に依頼する。		総合経済対策本部名で、各部局に再度依頼するとともに、一部再指定に際し、官公需への配慮を依頼する。	商工労働部経済政策課

千葉県官公需問題研究会提言に基づく主な官公需施策の進め方(工程表)

施策提言の項目	提言を踏まえた取組内容	実施工程(スケジュール)				担当部局 担当課等
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	長期(平成21年度以降)	
(2)市場化テストへの対応	□ 組合等の自主的な努力に期待する。 ※参考) 公共サービス改革法においては、国は「民間事業者が公共サービスに関しその実施を自ら担うことができる」と考える業務の範囲及びこれに関し政府が講ずべき措置について民間事業者の意見をきくものとする」とされており、平成18年度においては、7月11日から8月10日までを集中受付月間として意見募集が行われた。 内閣府・公共サービス改革推進室のHP公表資料などに注意されたい。	・組合等の自主的な努力に期待する。 ・行政としては他府県の状況の把握に努める。				商工労働部経済政策課
	現在の公共サービス改革法の規定では、県の業務で市場化テストの対象となるものは「納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し」のみである。市場化テストの対象業務は拡大されていくこととしているので、その動向を注視しながら、導入の検討をしていく。 なお、公共サービス改革法によらなくても、従来制度の中で可能なものについては、積極的に民間委託等のアウトソーシングを推進することとし、事業者の募集にあたってはわかりやすく情報提供を行う。	従来制度の中で可能なものについては、積極的に民間委託等のアウトソーシングを推進することとし、事業者の募集にあたってはわかりやすく情報提供を行う。	市場化テストの導入検討			総務部総務課行政改革推進室 商工労働部経済政策課
8 情報公開の促進	□ 県ホームページの「入札契約情報」から発注見通し、入札予定、入札結果等について、情報提供を行う。	・電子調達システムの入札情報サービスで全庁的な工事関係の情報提供を行う。 ・物品等については、提供する情報の更なる充実に努めるとともに、できる限り統一的な仕様による情報の整理を検討する。				県土整備部建設・不動産業課 商工労働部経済政策課 総務部管財課
			物品等の入札契約情報について、可能な限り、公表するよう検討する。		電子調達システムの改修と併せて物品等についても工事と同様な情報提供サービスに努める。	
9 基本施策の充実 (1)官公需相談窓口の拡大・充実に 向けた見直し策の検討	官公需相談窓口の設置機関を見直すとともに、担当者の相談対応能力向上のための方策を検討する。	相談窓口への相談・問い合わせの実態調査を行う。	・左記調査の結果を踏まえ、相談窓口設置機関について、関係課において改めて検討しなおす。 ・官公需制度に関する説明会を実施するとともに、随時情報提供を行う。	左記検討結果をもとに、窓口設置機関を見直して新相談体制に移行する。	必要に応じ、随時見直す。	商工労働部経済政策課
(2)官公需制度及び官公需適格組合のPRの充実策	「千葉県中小企業の振興に関する条例」において、県が官公需受注機会の確保に努める旨の位置付けを行うとともに、県及び市町村の担当者に対しその旨を周知する場を設ける。	条例措置を行う。	会議等を通じ、市町村及び県の官公需担当者に対し、官公需の位置付けについて説明する。			商工労働部経済政策課
	官公需適格組合の指導機関である千葉県中小企業団体中央会に対し、個々の官公需適格組合の周知広報に取り組むよう要請する。	千葉県中小企業団体中央会と周知広報について協議する。	左の協議結果に基づき、周知広報について、中央会に依頼し、実施を要請する。	前年度の成果を踏まえ、周知広報について、中央会に依頼し、実施を要請する。		商工労働部経済政策課

千葉県官公需問題研究会提言に基づく主な官公需施策の進め方(工程表)

施策提言の項目	提言を踏まえた取組内容	実施工程(スケジュール)				担当部局 担当課等
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	長期(平成21年度以降)	
(3)官公需施策の担当者研修の 実施・充実	☐ 企業の技術力に関する評価能力を高めるための実務研修の実施について検討する。 ☐ 県及び県内市町村の契約・発注担当者の集まる会議において官公需施策について説明・情報提供を行うとともに、商工労働部で主催する新技術・新製品説明会などを通じて企業の新技術・新製品に関するリテラシー向上に努める。	・ワーキンググループにおいて、内容を検討し、基本的な考え方をまとめる。 ・該当する会議・研修会等を洗い出すための調査を行う。	・技術評価に係る課題を抽出する。 ・左の調査結果に基づき、官公需施策の普及を図る。	・技術評価に係る企業ニーズや課題を調査し、整理する。 ・前年度に引き続き、官公需施策の普及に努める。	・実務研修の内容、実施について検討する。 ・これまでの成果を踏まえ、官公需施策の普及に努める。	商工労働部経済政策課・ 産業振興課
	☐ 組織全体としての発注能力を向上させる方策として、契約専担の課を設置することや企業評価の専門家(中小企業診断士など)を活用することを長期的に検討する。		総合経済対策本部として、関係課に提言を行う。		関係課において長期的な検討を依頼する。	商工労働部経済政策課
10 その他～課題 (1)IT分野	☐ IT分野における分離分割発注については、全国での適切な事例(グッド・プラクティス)の集積が少なく、その方法などが定着しているとはいえない状況である。そのため、国等で公表している事例も含め多くの適切な事例を収集・分析し、分離分割発注の手法、効果などについて研究していく。(5(2)参照)	IT分野における分離分割発注に関するグッド・プラクティスを収集・分析し、適切な方法を研究する。				総務部情報政策課 商工労働部経済政策課
	☐ 受注案件の実施形態についても、下請方式がとられる場合も多いといわれているため、IT分野におけるジョイント・ベンチャー方式の導入の検討、下請企業に対する官公需への参入促進策の検討について、その必要性・ニーズも含めて検討する。	IT分野におけるジョイント・ベンチャー方式や下請制度についてヒアリング等によりその実態の把握に努める。	IT分野におけるジョイント・ベンチャー方式や下請制度についてヒアリング等によりその実態の把握に努める。	実態把握の結果を踏まえ、IT分野におけるジョイント・ベンチャー方式や下請などの新たな県内IT企業の官公需参入促進策について検討する。	IT分野におけるジョイント・ベンチャー方式や下請などの新たな県内IT企業の官公需参入促進を目指す。	総務部情報政策課 管財課 出納局
	☐ システム設計仕様に変更や手戻りが発生することのないようシステム開発の工程表に基づく進行管理を行うとともに、受託者と定期的に打合せを行う体制を充実・強化する。また、IT分野における前払制度についても検討する。	・IT関係の受発注について適正に行うよう関係機関の指導に努める。 ・関係部局において IT分野における前金払制度について検討する。	・IT関係の受発注について適正に行うよう関係機関の指導に努めるとともに、システム開発ガイドラインを作成する。	・システム開発ガイドラインに基づき、関係機関の指導に努める。		総務部情報政策課 管財課 出納局